

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や、随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設^{※1}に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。

区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化^{※2}に取り組みます。

※2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。

必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

① 保育園

区立保育園60園のうち、既に28園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年2園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和10年度までに10園を委託します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【高松】 【下石神井第三】 令和6年度業務委託	準備委託	開始	実施	実施	実施
【旭町】 【南田中】 令和7年度業務委託	事業者 選定	準備委託	開始	実施	実施
【貫井】 【上石神井】 令和8年度業務委託	保護者 説明	事業者 選定	準備委託	開始	実施
【春日町】 【富士見台こぶし】 令和9年度業務委託	—	保護者 説明	事業者 選定	準備委託	開始
【豊玉第三】 【光が丘第十一】 令和10年度業務委託	—	—	保護者 説明	事業者 選定	準備委託 開始
【光が丘第九】 【大泉学園】 令和11年度の業務委託に向けた準備委託	—	—	—	保護者 説明	事業者選定 準備委託

既に委託している28園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。2回の更新後に契約期間満了を迎える園は、民営化するか、再公募して委託を継続するかを検討します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めます。再公募した園も、運営事業者が継続した場合は、運営状況に応じて民営化の協議を随時行います。

当面は、土地・建物を区が所有する園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立保育園として提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡もしくは無償貸付とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化の公表から移行するまでの期間を5年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

高野台保育園は令和7年度に民営化します。

令和6年度に更新後の契約期間満了を迎える園のうち、東大泉第三保育園は令和10年度に民営化します。向山保育園は再公募せず、民営化に向けて運営事業者との協議を継続します。

令和10年度までに更新後の契約期間満了を迎える、石神井町さくら保育園、東大泉第二保育園、光が丘第六保育園、貫井第二保育園、光が丘第十保育園、関町第二保育園、春日町第三保育園は、それぞれ満了の2年前に運営方法を決定します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【高野台】 民営化	協議	協議	開始	—	—
【東大泉第三】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【向山】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議	協議	協議
【石神井町さくら】 【東大泉第二】 【光が丘第六】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の 決定	—	—	—
【貫井第二】 【光が丘第十】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	運営方法の 決定	—	—
【関町第二】 【春日町第三】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	検討・協議	運営方法の 決定	—

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ86クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、61クラブを業務委託、5クラブを指定管理により運営しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を、全区立小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和10年度までに7クラブを業務委託します。また、児童館内学童クラブは、令和8年度と10年度に各1クラブで、児童館とあわせて指定管理者制度を導入します。

ねりっこクラブは、小学校52校で業務委託により運営しています。令和6年度に7校で開設し、順次拡大していきます。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【学童クラブ】 業務委託・指定管理者制度の拡大	業務委託 61クラブ 指定管理 5クラブ	業務委託 3クラブ	業務委託 2クラブ	業務委託 2クラブ 指定管理 1クラブ	指定管理 1クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	52校	7校	拡大	拡大	拡大

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

直営の子ども家庭支援センターが地域子ども家庭支援センター5か所を統括する体制で運営しています。地域子ども家庭支援センター5か所（うち2か所には分室を設置）は、いずれも業務委託しています。

子ども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、地域子ども家庭支援センターは主に子育て支援サービスや相談支援などを実施しています。

地域子ども家庭支援センター関（以下「本室」という。）は、都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて新たに分室を設置し、業務委託により運営します。現在、本室で実施している子育てのひろば事業は分室へ移転し、本室の乳幼児一時預かり事業を拡充します。

石神井庁舎の子ども家庭支援センターは、石神井公園南口西地区の再開発事業に伴い、駅前の再開発ビルへ移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室を新たに設置し、業務委託により運営します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【地域子ども家庭支援センター関分室】 業務委託（新設）	検討	調整	開始	実施	実施
【石神井公園駅前再開発ビル内乳幼児一時預かり室】 業務委託（新設）	検討	調整	調整	調整	調整 開始

事業実施課：こども家庭部 子ども家庭支援センター

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

令和10年度までに新たに3館で指定管理者制度を導入します。導入にあたっては、直営館との地域バランスを考慮し対象を選定します。導入後は開館日・開館時間を拡大し、乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
指定管理者制度の拡大	4館	準備	指定管理者 選定	拡大(2館)	指定管理者 選定 拡大(1館)

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館2館のうち、春日町青少年館は一部業務委託、南大泉青少年館は全部業務委託で運営しています。事業の見直しを行った結果、児童館と重複している小中学生向け事業は廃止します。

春日町青少年館は、改築とあわせて施設管理等の運営方法を検討し、決定します。また、心身障害者青年学級は業務委託を検討します。

南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業のみを行っています。事業の廃止に伴い、レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換し、引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町青少年館】 改築後の運営方法の 決定	事業の見直し	検討	検討	検討	検討 決定
【南大泉青少年館】 図書館施設へ転換	事業の見直し	調整	調整	調整	調整 転換

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園6園のうち、4園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園、大泉町福祉園は安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

貫井福祉園は改修工事を行ったうえで令和7年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和9年度に民営化します。

大泉町福祉園は令和10年度に民営化します。民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【貫井福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【大泉町福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 福祉作業所

区立福祉作業所4所は、すべて指定管理者が運営しています。

いずれの施設も、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

北町福祉作業所は令和6年度に、白百合福祉作業所は令和7年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は併設している貫井福祉園とともに、改修工事を行ったうえで令和7年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和9年度に民営化します。

かたくり福祉作業所は令和11年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【北町福祉作業所】 民営化	協議	開始	—	—	—
【白百合福祉作業所】 民営化	運営方法の 決定	協議	開始	—	—
【貫井福祉工房】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【かたくり福祉作業所】 民営化に向けた協議	運営方法の 決定	協議	協議	協議	協議

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

③ 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

心身障害者福祉センターは、中途障害者支援事業・生活介護事業等を業務委託しています。令和6年度から7年度に中村橋駅周辺施設の統合・再編の一環として大規模改修を行い、令和8年度から指定管理者制度を導入します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
指定管理者制度の導入	運営方法の 決定	調整・準備	指定管理者 選定	開始	—

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(3) 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。

収集作業の業務委託を順次拡大していきます。練馬清掃事務所に併設する豊玉リサイクルセンターを移転する際には、空きスペースを委託拡大のために活用することを検討します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集作業（35組） 委託	3組	3組	2組	拡大

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(4) 教育施設

① 学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、92校で業務委託を行っています。
職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大 (学校調理)	92校 (直営6校)	1校	1校	調整	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

② 学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。
職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大 (学校用務)	87校 (直営11校)	3校	1校	1校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(5) 図書館

区立図書館12館1分室のうち、10館1分室は指定管理者が運営しています。残る2館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整しています。必要な改修工事を実施したうえで、令和10年度までに指定管理者制度の導入時期を決定します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入 時期の決定	調整	調整	調整	調整	決定

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館